中国法院調解制度の現状と課題

 郭
 美
 松¹⁾

 豊
 田
 博
 昭

はじめに

- 一 法院調解制度とその特色
- 二 法院調解の基本原則
- 三 法院調解の再興とその原因
- 四 法院調解制度の問題点
- 五 法院調解の改革に関する学説
- 六 法院調解制度の改正点

おわりに

はじめに

中国の調解制度は伝統的な紛争解決方法として、4種類に分類することができる。それは人民調解、行政調解、仲裁及び法院調解である。これらのうち、前三者は訴訟外の調解であるのに対して、法院調解はいわば訴訟上の調解ともいえるものであり、日本の民事調停に比すべきものといえよう。本論文では法院調解に限定して、若干の考察をしたいと思う。

一 法院調解制度とその特色

法院調解は、民事訴訟の進行中に、人民法院の裁判員(それぞれ、日本の裁判所及び裁判官に相当)の主宰の下に、双方当事者の自由意思による協議を経て、互いに納得し譲歩して合意を形成して紛争を解決するという

582 (152)

¹⁾ 郭美松:中国・西南政法大学法学部副教授・法学博士。修士課程の指導教授として教育にあたり、主たる研究テーマは民事訴訟法の比較研究である。2004-5年に広島修道大学で在外研究を行い、豊田と共同研究を行った。

訴訟活動及び事件終結方式をいう⁽¹⁾。何らかの原因により,調解協議が形成できない場合でも,人民法院は,調解ができたものとみなすことができる。中国の法院調解制度は,日本の裁判所付設型調停(民事調停及び家事調停)とは相当に異なった点がみられる。日本の民事調停は,民事に関する紛争につき,調停機関があっせん・仲介して,当事者の互譲により,条理にかない実情に即した解決を図ることを目的として,民事調停法の定める手続により行われる紛争解決制度であると規定されている(日本民事調停法第1条)。

(一) 法院調解制度の特色

581 (151)

中国で調解が重んじられる原因としては、いくつかのことが考えられる。 ①中国では古来より「忍為上、和為貴」(忍は上策、和を以て尊しとなす) という思想がある。これは伝統的儒教思想により形成されたものである。 この思想が調解に基盤を提供したといわれる。②民事紛争は人民内部の争いであり、その紛争がいくら激しくてもそこには階級的な利害衝突は存在せず、当事者間の紛争は調整できるものである、と考えられる。ここに調解制度存立の基盤がある。③調解は当事者双方の感情を害さずに紛争を解決することのできる有効な方法であり、実務上、迅速に事件を終結せしめる方法として、人的・物的コストの面からみても有効な方法とみられる。 したがって、調解制度は簡易な紛争解決方法として人々に愛用されている

法院調解制度は国家が関与する一種の訴訟活動または事件の終結方式であり、以下のような特色を指摘できる。①法院調解においては、「自願原則」(自由意思原則)、「査明事実、分清是非原則」(事件の事実関係を明白にして、当事者の主張の当否に決着をつけること)、合法原則を遵守する。②法院調解は、裁判員が主宰して行う手続である。③調解において当事者間に合意が成立し、これを調解書に記載したときは、調解が成立したものとする。中国民事訴訟法第89条は、「調解書は、裁判官・書記員(書記官)が署

84

名し、人民法院の印章を押印し、双方当事者に送達する。調解書は、双方 当事者が受け取り、署名した後に、法的効力を生ずる」と定めている。こ の規定によると、法院調解書を双方当事者に送達する以前には、法的効力 はまだ発生せず、双方当事者が受け取り、署名して初めて、法的効力を有 するという解釈ができよう。かりに当事者の一方が翻意して、調解書の署 名を拒んだときは、調解は無効となり、訴訟手続が続行することになる。

(二) 法院調解の長所

法院調解は裁判手続に比べると 裁判官にとってはつぎのような長所を 指摘することができる。

①調解によると 同じ時間をかけても裁判官はよ り多くの事件を終結させることができる。調解は、通常の裁判手続に比べ て簡易で迅速な紛争処理方法であり 手続上 遥かに柔軟性がある。事件 の解決に費やす時間について、調解は裁判よりも少ない時間で足りる。他 方、法律文書の作成に関しても、調解書は紛争の趣旨、簡単な事実関係及 び調停の結果を記載するだけでよく、調解書を作成しない場合もあり、当 事者間の合意を調停調書に記入すれば足りるのである。調解は 判決書の ように事実認定や法律の適用について詳しく厳密に分析し検討する必要は なく、それほど手間のかからない紛争・事件に向いた解決方法といえよう。 ②調解により 裁判官は難しい法的判断を下すことを避けることができる。 裁判官は裁判により、難しい訴訟事件を解決するには、高度な法的知識を 要するうえ、時間的・物的にみても相当タイトな精神力を投入しなければ ならない。これに対し、 法院調解により紛争を処理する場合 裁判手続に よるよりも便利・簡易・迅速である。③調停はリスクが小さい紛争処理方 法である。調解が成立した場合、当事者は上訴ができないために、差戻し や判決の変更は通常は生じないのである。調解書が法的効力を生じた後に. 当事者が再審を申し立てることもめったにない⁽³⁾。

(三) 中国法院調解と日本の裁判所付設型調停の比較(4)

1. 本質の相違。中国法院調解は人民法院が法に基づいて裁判権を行使する事件の終結方式であり、法院調解行為は人民法院の職権行為であり、裁判の性質をもっている。法院調解の開始については当事者の同意が必要であり、調解の成立は当事者双方の合意によったものであるが、調解のための訴訟過程は裁判官が主宰する。人民法院は調解活動の主体の一員であって、調解は人民法院の訴訟行為の一種といえよう。

これに対し、日本の裁判所付設型調停は、調停委員の入った調停委員会が民事紛争を処理する日本の代表的な裁判外紛争解決方法の一つであり、適用される法律は民事訴訟法ではなく、「民事調停法」、「家事審判法」及び非訟事件手続法である。日本の裁判所付設型調停制度は司法システムの一部であり、担当者に民間人の調停委員を加えている点において、純然たる司法権というよりは、司法補助の一種とみることができる。この制度は、国家の一部の司法権を条件つきで専門の調停委員会に付託する制度ということができる。)。

2. 担当主体の相違。日本民事調停は,原則として調停委員会によって手続が進められる。ただし,裁判所が相当と認めるときは,例外的に裁判官だけで調停を行うことができるものとされている(日本民事調停法第5条)。調停委員会は裁判官1名と調停委員2名以上とで構成される(日本民事調停法第6条)。調停委員会の中心的存在として手続を主宰する調停委員は,民間から選ばれた良識のある人達が担っている。紛争の解決にあたっては,様々な法律問題等に対応していく必要があるため,調停委員には幅広い知識や経験が必要とされている。民事調停委員は,弁護士となる資格を有する者,民事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者(専門家調停委員),又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者(一般調停委

579 (149) 86

²⁾ 調停の本質論として、調停裁判説と調停合意説の対立がある。萩原金美「調停 理論の再検討」小島武司・萩原金美編『講座民事訴訟 第一巻』弘文堂1984年255 頁参照。

員で、人格識見の高い年齢40歳以上70歳未満の者)の中から、最高裁が任命する(日本民事調停委員及び家事調停委員規則第1条)。調停委員は非常勤で任期を2年とし、再任することができる。調停委員は、公正中立を旨とし、当事者を平等に扱い、双方の言い分を十分に聴き、お互いの歩み寄りを助け、そして合意に導くという重要な役割を担っている。

中国では、調解と裁判が一つになるモデルが採用され、裁判官は裁判員であると同時に調解人でもあり、二重の身分を有している。法院調解の担当主体は、人民法院の裁判員に限られる。中国民事訴訟法第86条は、「人民法院は調解を行うにあたっては、裁判員1名が主宰することも、合議廷が主宰することもできる」と規定している。

3. 手続開始の相違。日本の民事調停手続は、原則として簡易裁判所に、 当事者の合意があるときは、例外的に地方裁判所に、その申立てをするこ とにより開始される(申立事件、日本民事調停法第2条・第3条)。そのほ か、訴訟が係属中に受訴裁判所が適当であると認めるときは、職権で事件 を調停に付することによっても、調停の手続は開始される(付調停事件、 同法第20条第1項)。

2004年中国最高人民法院の「人民法院民事調解活動における若干の問題に関する規定」(以下は「民事調解規定」と称する)第2条は、「調解により解決できる民事事件については、人民法院は調解をすべきである。ただし、……婚姻関係、身分関係確認事件など調解に適さない民事事件については、人民法院は調解を行わない」と規定している。中国法院調解は当事者の申請により、調解手続を開始することが可能であり、また、裁判官が当事者の同意に基づいて、職権により、調解手続を開始することもできる。訴訟のいかなる段階でも調解を行うことは可能であり、当事者双方の同意があれば、判決を下す前に調解手続に移行することができる。

「民事調解規定」第1条は、「人民法院は受理した第一審、第二審の民事 事件について、口頭弁論終了の後、判決を下す前に調解を行うことができ る。当事者双方の同意があれば、人民法院は口頭弁論が終了する前に調解 を行うことができる」と定めている。この規定は民事訴訟法の規定内容と 異なっている。民事訴訟法第128条は、人民法院は判決を下す前のいずれか の段階で、調解が可能であるときに、調解を行うことができると規定して いる。これは、訴訟のいかなる段階においても調解を行うことができると いう民事訴訟法の趣旨を変更するものではなく、口頭弁論終了前の調解に ついては、当事者双方の同意を得なければならないという要件を追加して いるものといえる。従って、今後の法院調解の重点は、口頭弁論が終了し た後に向けられるものと思われる。口頭弁論終了後、事件の事実関係はす でに明白になっていることからすると、このような対応は民事訴訟法第85 条が定める、「事実を明白にし、当事者の主張の当否を明確にしたという基 礎にたって調解を行う」という原則にも合致しているといえる。そのうえ、 口頭弁論終了前の調解において当事者の同意を開始要件とすることは、当 事者の自由意思を重視するという原則にも適合するものといえる⁽⁵⁾。

4. 進行方式の相違。日本の民事調停は、通常、簡易裁判所で行われる(日本民事調停法第3条)。窓口には、民事調停に関する各種リーフレットのほか、よくあるトラブルのパターンに応じた定型申立書が備え付けられ、手続や申立書の記載方法に関する説明も行われるので、法律に詳しくない当事者にも利用しやすいものとなっている。また、手続は非公開で行われるので、他人には知られたくないような問題でも、安心してその事情を話すことができる。解決までに要する期間も比較的短く、申立手数料も訴訟に比べて安くなっている(日本民事訴訟費用法第3条別表第一・第14項参照)。調停委員会は、職権で事実の調査及び必要であると認める証拠調べをすることができるほか、調停主任又は当該調停委員会を組織する調停委員に事実の調査をさせたり、その構成員以外の民事調停委員から専門的知識経験に基づく意見を聴取したりすることもできるものとされている(日本民事調停規則第12条第1項から第4項)。事実関係の把握手段として活用されているのは、当事者及び関係人等からの事情聴取、当事者の提出した証拠資料等の検討、現地調査等がある。

577 (147)

中国法院調解の進行は法廷審理の方式をとり、調解過程においては、関係機関や個人を招請し共助を求めることができる。裁判官が調停を行うにあたっては、まず争いのある事実を明白にし、法律・法規により、当事者の主張の当否及びその責任を明確にする。これに基づいて、裁判官は双方当事者に法的教示を行い、説得的、教育的方法を用いて、互いに譲歩・納得して調解協議の目的を達成できるように勧める。

調解協議は、通常、調解案に基づいて合意されるものである。調解案は原則としていずれかの当事者が提出すべきであるが、調解の担当者も調解案を提出することができ、当事者は話合いにあたって、これらの調解案を参考にする。ただし、調解協議が法院調解の基本原則に違反した場合、人民法院は認可しない。「民事調解規定」第12条に規定された事情があるとき、人民法院は、当事者の調解協議について認可をしない³⁾。

5. 手続終結の違い。調解手続の終結は二種類ある。一つは調解の成立で、双方当事者が調停協議の目的を達成した場合である。もう一つは調解の不調で、双方当事者が調解協議の目的を達成しない場合である。

日本民事調停法の規定により、調停において当事者間に合意が成立すると、これを調停調書に記載したときに、調停が成立することになり(民事調停法第16条)、付調停事件については、これにより訴えの取下げがあったものとみなされる(同法第20条第2項)。調停調書は、裁判上の和解と同一の効力(同法第16条)、すなわち確定判決と同一の効力を有する(日本民事訴訟法第267条)から、執行力があるものと解される。

中国では、調解により合意に達したときは、人民法院は調解書を作成しなければならない。調解書の作成を必要としない合意については、記録に記載しなければならず、双方当事者・裁判要員・書記員の記名または捺印

³⁾ 次に掲げる事情があるときは、人民法院は調解協議を確認しないものとする。 すなわち、①国家利益、社会公共利益を侵害した場合、②案外の人(第三者)の 利益を侵害した場合、③当事者の意思に反した場合、④法律、行政法規の禁止規 定に反した場合である。

の後、法的効力をもつことになる4)。

6. 法的効力の相違。調解協議または調解書は法的効力が生じると,確定判決と同一の効力を有する。具体的には以下のように指摘できよう。①訴訟が終了すると,当事者は同じ事実・理由に基づき再び訴えを提起することはできない。②第一審の調解協議または調解書が法的効力を生じると,当事者は上訴することができない。その理由として,イ,調解書は,当事者双方の自由意思による合意で,翻意する要因は存在しないこと,口,法院調解は訴訟活動であり,その結果である調解書の安定性を守らなければならないことをあげることができよう。従って,当事者は自らの合意に拘束される。ただし,調解が自由意思に反して行われた場合,またはその内容が違法であることが証明された場合には,当事者は再審を申し立てることができる(中国民事訴訟法第180条)。③当事者間で争いは消滅し,その実体上の権利義務は調解書によって確定する。④給付を内容とする調解書は執行力を有する。義務を負った当事者がその義務を果たさない場合には,権利者は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

二 法院調解の基本原則

- 1. 自由意思原則。自由意思原則とは法院が調解活動を行ったり、調解協議を成立したりするには、当事者の自由意思に基づかなければならないということである。
- 2. 「事実清楚・分清是非」原則(事実を明白にさせ、是非をはっきり区別する)。「事実清楚・分清是非」原則は、法院調解は事実を明白にさせ、 当事者間の権利義務が明瞭にされた上で行われることである。
 - 3. 合法原則。合法原則とは法院調解は手続法を遵守し、成立した調解

575 (145) 90

⁴⁾ 調解により合意に達したとき、次に掲げる事件については、人民法院は調解書を作成しなくてもよい。①調解により、和睦した離婚事件、②調解により養親子関係が維持された事件、③直ちに履行できる事件、④その他、調解書の作成を必要としない事件(中国民事訴訟法第90条)。

協議は法律に反してはいけないことである。この原則により、人民法院は 調解を行う際には、手続が合法でなければならない。当事者が調解する意思がない場合や調解を続ける意思がない場合に、無理に調解をしてはいけない。調解が成立しないときは、速やかに判決を下さなければならない。 人民法院が調解を行う際、調解協議の内容は法律に反してはいけない。

法院調解が以上の三つの原則を遵守していないとき、その調解は無効と される。

三 法院調解制度の再興とその原因

調解は中国の古い紛争解決方法として,「調解為主」,「着重調解」及び「自願・合法調解」の三つの発展段階を経験した⁵⁾。1991年以来,法院調解制度自体はあまり変わっていないが,学会及び司法実務の評価はそのときどきにより変化してきた。法院調解は,20世紀の90年代には衰退期を経験したが、その後21世紀になって再び復興期を迎えている。

(一) 法院調解制度の衰退

20世紀の90年代以降,「依法治国」(法により国を治めよう)が中国の治国方針と定められてからというもの,国民の法意識を日々向上させることが強調された。したがって、紛争が起こったとき、人々は裁判所に駆け込んで訴訟を提起するという姿勢をとるのである。紛争があればまず訴訟という考え方が強調され、たとえ小さなトラブルであっても、交渉(合意)により解決するのではなく、訴訟(判決)により戦う傾向が強くなっている。多くの学者が、「調解により紛争解決はできるが、その代償として当事者の権利を一部犠牲にしなければならない。それは国民および法人の合

^{5) 「}調解為主」段階は1949年から1982年の間にあたり、主に調解することである。また「着重調解」段階は1982年から1991年までの間にあたり、調解を重んじることである。さらに「自願・合法調解」段階は1991年から現在までにあたり、自由意思に基づいて合法的に調解を行うことである。

法的な権利が勝手に侵害されてはならないという原則に違反する。古い文化観念を廃棄し、国民の権利意識を高め、訴訟優先を唱え、確実に民事上の権利を保護し、調解による紛争解決の割合を減すべきである」と提唱した⁽⁶⁾。

20世紀の80年代末からの民事裁判方式の改革に伴って、中国の民事裁判はしだいに「調解型」の裁判モデルから「判決型」の裁判モデルに転換していった。調解は判決より優位に置かれず、20世紀の90年代末期から衰退の道を辿っていった。その結果、各級法院の調解成功率は、1989年当時の73%から2000年になると39%にまで下がった(7)。

年	新受件数 (件)	既済件数 (件)	調解成功率	判決率 (%)	その他 (%)
1994年	2, 383, 764	2, 383, 174	58. 44	23. 00	18.60
1995年	2, 718, 533	2, 714, 665	56. 89	24. 25	18. 90
1996年	3, 093, 995	3, 084, 464	54. 24	26. 45	19. 40
1997年	3, 277, 572	3, 242, 202	50. 95	29. 47	19. 58
1998年	3, 375, 069	3, 360, 028	45. 84	33. 21	20. 95
1999年	3, 519, 244	3, 517, 324	42. 65	35. 75	21.60
2000年	3, 412, 259	3, 418, 481	39. 08	38. 86	22.06

全国民事一審事件の調解成功率統計⁶⁾

(二) 法院調解の復興

2000年以降は、社会情勢が大きく変化し、利益分配の構造が調整されつつあり、転換時期の社会矛盾が日増しに先鋭化した。貧富格差の拡大や失業率の上昇などに面して、社会管理方式を転換する必要が生じた。新しい社会情勢に対応するため、中国中央政府は社会主義の調和社会を建設するという目標を打ち出した。そして、調解が国家を総合的に治める戦略の一

⁶⁾ このデータは『中国法律年鑑』、『中国数据年鑑』に基づき、筆者が作成した。 573 (143) 92

環として、高いレベルに位置付けられた。2002年末の「第18次全国法院工作会議」では、全国各級法院が法院調解のレベルの向上に努め、人民調解と調和する関係を保つように要請された。2004年8月、最高人民法院は、「人民法院民事調解活動における若干の問題に関する規定」を制定・公布し、法院調解は基層法院(日本の地方裁判所に相当)の重要な職務とされた。このような状況の変化によって、法院調解はよく利用されるようになり、多くの基層法院の調解成功率は引き続き上昇した。現在、中国民事訴訟中の調解率は絶えず上昇し、多くの地方では60%を超えている⁽⁸⁾。多数の基

の調解率は絶えず上昇し、多くの地方では60%を超えている⁽⁸⁾。多数の基層法院は調解率を高めることを重要な職務の一部とし、調解ブームがまさに訪れようとしている。近時の全国民事裁判の統計数値をみると、民事第一審事件の調解率、撤訴(訴えの取下げ)率は年々上昇している。

年	既済件数 (件)	調解 (件)	撤訴 (件)	調解・撤訴 (件)	調解+ 撤訴率 (%)		
2002年	4, 393, 306	1, 331, 978	877, 424	2, 209, 402	50. 29		
2003年	4, 416, 168	1, 322, 220	914, 140	2, 236, 360	50. 64		
2004年	4, 303, 744	1, 334, 792	931, 732	2, 266, 524	52. 66		
2005年	4, 360, 184	1, 399, 772	965, 442	2, 365, 214	54. 25		
2006年	4, 382, 407	1, 426, 245	986, 780	2, 413, 025	55. 06		

2002年から2006年までの調解・撤訴の統計(件)⁷⁾

(三) 法院調解が復興した原因

1. 「小康社会」と「調和社会」の建設の要請。「小康社会」と「調和社会」を全面的に実現することが中国における目下の発展目標であり、この目標を実現するためには、安定的、平和的な社会環境と社会秩序を形成しなければならない。安定的、平和的な社会環境と社会秩序の形成を実現するためには、人民内部の矛盾を未然に予防し、妥当に処理しなければなら

⁷⁾ このデータも『中国法律年鑑』、『中国数据年鑑』に基づく。

ない。法院調解が再興した直接の原因は、政治情勢及び司法政策の変化にあるといわれている。「調和社会」の政治環境は司法政策に大きな影響を与えている。人民法院は調和社会を建設するために十分な役割をはたそうとすれば、法的サービスや司法保障を重視した司法政策は欠かせないものである。司法機関にとって、「調和社会」の建設は、ある意味で司法政策の調整によって実現できるといわれている⁽⁹⁾。

- 2. 調解率が裁判員の職務成績の評価基準(指標)とされていること。関係部門の統計によれば、民事事件の調停による処理率が80%に達する法院もあるようであるが⁸⁾,これは調解による処理が判決による場合よりも優れていることを意味するものではなく、また人々に調解が歓迎されているからでもなく、調解は上訴することができないためであり、調解による事件処理率が裁判員の職務成績をはかる基準となっているためでもあるといわれる。このため、裁判員が調解を強制する傾向がある。一つの事件について何度も繰り返し調解が行われ、ずるずると引きずっていつまでも結果がでない、事件の事実も明らかにせず、当事者の主張の是非もはっきりさせずに、ただ「丸め込んで宥める」式の調解が行われるなどといった事態も生じ、事件処理の質及び効率を低下させ、当事者の合法的権利・利益を犠牲にし、法の公正を損なわせていると指摘される。
- 3. 誤審(責任)追究制度との関係。中国最高人民法院が公布した「人民法院裁判員の違法的裁判責任に対する追究方法」(試行)は、裁判人員の事件の受理から執行までの責任について詳しく定めている。誤審責任追究制度は裁判官の報酬、昇進及び賞与に関わっている。裁判官が事実認定や法律の適用において誤りがあった場合は、誤審追究制度によりマイナス評価を受け、裁判官の物的・精神的な利益を損う形で影響を及ぼす。調解は
- 8) 河北省の法院の調解成功率は、全国の法院中で第一位にある。ここでは、調解 成功率の指標化が行われている。すなわち、河北省高級人民法院は、各地方法院 に対して、調解成功率が一定の基準に達するように要請し(2002年の基準は80%)、 多数の法院はこの指標を目標としてそれを達成している。楊潤時『最高人民法院 民事調解工作における司法解釈と適用』人民法院出版社2004年版245頁。

571 (141)

相対的にリスクが小さい紛争解決方法として,裁判官に誤審追究制度による評価を避ける「避難港」を提供する。当事者が判決に不服をもって上訴をした場合,判決は,差戻しまたは変更される可能性がある。いったん判決が第二審法院で取り消され,第一審法院に差し戻されるか,または直ちに変更される場合,担当裁判官の物的・精神的利益にマイナス評価を与えることになり,第一審裁判官は大きなリスクを負っているといえよう。調解は判決と異なり,当事者は自己の実体的権利及び訴訟上の権利を処分したことを前提にするため,裁判官は明確な法的根拠と理由を示す必要はないと解されている。当事者の自由意思により合法的に成立した調解協議は,法に反しない限り,法的効力を有する。当事者は再審の申し立てもできず、人民検察院(日本の検察所に相当)は抗訴をすることもできない。裁判官にとって、調解はリスクの小さい紛争解決方法といえる。

4. 裁判官のプレッシャーの解消ないし軽減。経済・社会発展のテンポの加速に伴って、さまざまな社会的矛盾や紛争が民事事件として法院に持ち込まれ、民事事件の数は膨大になっている⁹⁾。第一審事件の80%以上を担当している基層法院の裁判官は、ますます大きなプレシャーに耐えなければならない⁽¹⁰⁾。調解は、そうした裁判官のプレッシャー・リスクを軽減ないし解消する有効な手段といえる。複雑な事件であっても調解で解決することができたならば、簡易な裁判手続で、困難な法律適用を回避することができる。事件が受理された場合、裁判官がまず考えるのはできるだけ早く事件を終結することである。裁判官の職務成績をはかる基準は、事件の終結の数と比率だからである。担当事件の件数は裁判官の職務成績をはかる基準の一つであり、裁判官の経済的利益に直接関連している。調解により事件を解決することで、当事者の上訴を誘発せず、法院の裁判の効率は高められる。また、人々が司法公正に対して不満があるときも、調解による解決は当事者の上訪(上級機関に苦情の申し立て)や社会世論の圧力を効果的に避けることができる。

^{9) 2003}年全国法院が新しく受理した事件数は、800万件に昇っている。

修道法学 32巻 2号

四 法院調解制度の問題点

法院調解は当事者双方の感情を害さない、迅速に紛争を解決できるなどの長所が指摘されるが、その制度自体がかかえている問題点も少なくない。裁判官が延々と調解を続けるため、訴訟遅延の問題が深刻になっている。裁判官が強引に調解したり、違法な調解書を作成したりする例もみられる(11)。その主な問題点または改善すべき点は、以下の通りである。

- (一) 「事実清禁・分清是非」(事実を明白にさせ、是非をはっきり区 別する)という原則は 合理的といえない。民事訴訟法第85条及び第88 条は 人民法院は民事事件の審理にあたっては 当事者の自由意思に基 づき、事実を明白にしたうえで、是非をはっきり区別し、調解を行うと 定めている。調解による合意の達成(成立)は 当事者双方の自由な意 思によらなければならず、強要してはならない。調解による合意の内容 は法の規定に違反してはならない。当事者の自由意思は法院調解の根本 的な原則として、肯定すべきである。しかし、調解が事実を明白にして、 是非をはっきり区別した段階で行われるという規定には弊害が指摘され ている。なぜなら、事実を明白にして、是非をはっきり区別するという のは、むしろ判決の場合の前提条件だからである。調解自体は、事実の 一部が不明なため、責任があいまいなまま明確にできないときにも成立 し、 互いの譲歩によって紛争を解決すると同時に、 当事者双方の感情の 対立を鎮めることができる。当事者が調解を選択する目的の一つは、円 滑な進行をはかり 紛争解決の効率を向上させることである。もし全て の事件で「事実清楚・分清是非」原則を求めると、調解の長所を失わせ る結果となろう。その原則を極端に強調すると、当事者の処分権を尊重 しないことになるし、無駄に司法資源¹⁰⁾を費やすことになる。
 - (二) 法院調解自体には強制調解の要因が含まれており、意思自由の

569 (139) 96

¹⁰⁾ なお、ここでいう「司法資源」とはいわゆる「司法コスト」よりも広い概念であり、物的・人的なコストを含めて司法制度全体の意で用いている。

原則を完全に実現することは難しい。調解における三つの原則の中では、 意思自由がもっとも重要である。しかし、調解人は同時に裁判者であり、 その身分上の競合という点で潜在的な強制力を持っている。裁判官は裁 判者の身分で調解を行うとき、主宰者の立場にたち、調解手続の進行及 び調解の結果を左右する可能性があり、当事者の意思自由が形骸化する おそれがある。

- (三) 法院調解における手続は完備されていないため、公正な手続の 実現が保障されにくい。
- 1. 法院調解が適用される条件は明確にされていない。民事訴訟法や最高人民法院の「民事訴訟法を適用する若干の問題に関する意見」(以下は「適用意見」と称する)は法院調解について定めているが、その内容はきわめて簡単で、抽象的であり、裁判官及び当事者が守らなければならない手続と規範が整備されていない。「適用意見」第91条は、人民法院は事件を受理し、審査して、法律関係が明白で、事実がはっきりした場合、当事者双方の同意に基づいて、調解を行うことができると規定している。ただし、「法律関係が明白で、事実がはっきりした場合」という概念について、それを明確にした基準もなく、司法実務においてその認識や理解が対立している。裁判官及び当事者が遵守すべき規則が欠乏しているため、調解にあたって、担当者の主観的・任意的な要因が増大する余地が多くなる。また、調解を適用する選択権、情報開示などについても、明確な規定がなく、当事者の権利が十分に守られない。したがって、法院調解を適用する条件について、さらなる明確で具体的な基準を定める必要がある。
- 2. 現行法は調解の主体について明確に規定していない。民事訴訟法第86条は、人民法院は調解を行うにあたっては、裁判員1名が主宰することも、合議廷が主宰することもできると規定している。司法実務の現状をみると、裁判(調解)の効率を重視して、合議廷が調解を担当することはなく、裁判員1名が主宰するのが通常である。
 - 3. 調解を行う期間について明確な規定はない。民事訴訟法第91条は調

解が合意に達しないときは、人民法院は速やかに判決をしなければならないと定めているが、調解のための具体的な期間については何も規定はない。 当事者が調解する意思がないことを表明しても、裁判員は調解について期間の制限はないという理由で延々と調解手続を続けるため、当事者に精神的な面で大きな負担が生じ、結局は調解の結果を認めるしかないことになる。

- 4. 調解書の法的効力の発生に関する規定は抽象的である。民事訴訟法 第89条は、調解書は双方当事者の受け取りの署名後、法的効力をもつと定 めている。実務上、調解書は通常同時に当事者双方に送達することはでき ないため、かりに最後に調解書を受け取った当事者の署名した期日を調解 書の効力の発生時期とすると、遅く署名した当事者は調解の内容の善し悪 しについて十分に検討する時間があるため、客観的に不平等を引き起こす ことになる。
 - (四)「調審合一」(調解と裁判は同じ手続で行う)の訴訟モデルは、公正な司法に影響を与える。民事訴訟法は、調解手続について独立した専門の規定を定めていない。「調審合一」モデルは、裁判所の現在の体制・構造においては、訴訟コストを軽減し調解率を高めるには合理的といえよう。法院調解は訴訟活動の一部とされており、裁判官はその全てを主宰する。しかし、司法改革の進展に伴って、この調解モデルの弊害が明確になっている。裁判官は調解人であり、裁判者でもあり、そのような二つの身分の兼有は、調解が容易に成功できることと深く関連している。この点については、当事者が裁判制度や法院に対する不満、不信感を引き起こし、事件処理の質及び効率を低下させ、当事者の合法的権利・利益を犠牲にし、法の公正を損なわせている。と指摘されている。
 - (五) 調解過程において職権主義の色彩が依然として濃厚である。その傾向は次のような点に現れる。①訴訟係属後、当事者の申立または裁判官の職権により調解手続を開始することができる。しかし実務では、裁判官が職権により調解手続を開始することが多い。②法院調解は民事

567 (137) 98

訴訟の一段階であり、裁判官はその全てを主宰する。③調解手続中、裁 判官は関係のある事実を職権で調査し、判断する。

(六) 当事者に翻意の権利を与えることは合理的といえない。民事訴訟法第91条は調解が合意に達しない,または調解書送達前に一方が翻意した場合は,人民法院は速やかに判決しなければならないと定めている。この規定により,調解書が当事者双方に到達する前には,訴訟中合意に達した調解協議は当事者に対し法的な拘束力をもたない。当事者の一方は特別な理由もなく,翻意することができる。この規定をそのまま読めば,当事者にさらなる訴訟権利を与えているようだが,実際には当事者の処分権限を放任する結果になり,紛争の解決にとって極めて不都合である。もし,当事者の一方が翻意して調解書の受け取りを拒み,署名しない場合,調解書が法的効力を生じないことになり,司法資源が無駄になる(12)。

前述のように、法院調解には問題点があり、実際に様々な弊害も生じている。これらの問題点について必要な改革・改正を行わないならば、法院 調解の今後の発展にマイナスの影響を及ぼすことは間違いないと考えられる。

五 法院調解の改革に関する学説

法院調解に関する改革について、学会では三つの学説が対立している。
①「取消説」。この説は法院調解の代わりに訴訟上の和解を創設すべきであると主張し、現行民事訴訟法から法院調解に関する規定を削除し、訴訟上の和解に関する規定を新たに導入すべきであると提案している。②「合一説」。この説は、民事訴訟手続が開始すると、通常は最初に調解を行うべきであると主張する。調解手続中、裁判員は主導的立場に立ち、指揮・主宰及び監督の役割を果たし、調解協議は法院の審査・確認がないと、法的効力を生じないこととなる。③「分離説」。この説が多数説であり、調解は裁判と分離して行うべきであると提唱している。調解は裁判手続に入る

までに専任の担当機関により行われる。調解が成立しないときは、事件は 裁判手続に移り、調解の担当者は裁判に参加しないと主張している。

「取消説」が主張する訴訟上の和解は、「合一説」が主張している法院調解制度と比べて、本質的な違いはない。確かにこれら二つの学説が主張した法院調解は、手続の効率になる。裁判員は調解手続において、主導・主宰的な立場に立ち、なるべく早く調解協議の達成を催促することができ、時間と訴訟コストの節約になるだろう。しかし、手続の公正性を犠牲にして、効率の向上をはかるべきではなかろう。これに対し、「分離説」は前の二説より少し進歩しているといえよう。なぜならば、手続の公正の前提問題を解決しているからである。即ち調解人と裁判者は違った裁判官が担当し、調解制度自体の長所を保つことができる。ただし、調解過程において、手続の正義をどう保障するかということについては、明確な提案はみられない。

六 中国法院調解制度の改正点

- 1. 調解前置・「調審分離」(調解手続と裁判手続の分離)の訴訟モデルを推進する。調解は法廷裁判と分離し、準備手続の段階で行う。このやり方は現在多くの国・地区でよく利用される民商事紛争解決方法である。日本では、家事調停については調停前置主義がとられており(日本家事審判法第18条第1項)、調停と審判は制度上分離され、したがって、調停を担当する裁判官は、制度上は、法廷裁判を担当する裁判官と分離する建前となっている¹¹⁾。これにより、ある程度調停後の法廷裁判手続の公正を担保
- 11) ただし、不調後に同一事件について同一裁判官が訴訟手続に関与することは、実務上、許容する扱いのようである。調停主任として関与した裁判官が、審判を担当することになるとき、除斥理由としての前審関与(日本民訴法第23条1項6号)に該当しないかが問題になったケースで、最判昭和30年3月29日民集9巻3号395頁は、「前審」とは、当該事件の直接または間接の下級審を指し、調停は前審の裁判とはいえず、調停に関与した裁判官は、その後の訴訟事件の判決に関与することを妨げないと判示している。学説もこれを支持している。以上は、佐上善和『家事審判法』信山社2007年4月版65頁参照。

565 (135) 100

することができよう。しかし中国では、法廷裁判をする前に調解を行う事件は少なく、むしろ多数の事件は、法廷裁判手続に入ってから、裁判員により調解が行われる。これは、法廷裁判の効率を低下させるだけでなく、中立・公正な司法への国民の信頼も損なう結果となろう。したがって、調解前置・「調審分離」を推進して、裁判手続に入る前にまず調解手続を実施し、調解が成立しない場合に、裁判手続に移行するという制度に改めるべきである。これにより、調解手続期間の恣意性を制限し、紛争の迅速な解決にも役立つものと思われる。

- 2. 手続の設計にあたり、当事者双方に二つの手続の選択権を認める構造にすべきである。訴訟手続が開始されると、判決により事件を終結させるか、または法院調解により事件を終結させるか、いつ法院に調解を申し立てるかなどについては、当事者の意思自由によることにすべきである。当事者がどちらかの手続を選択するとき、裁判官は客観的・中立的な立場で、当事者に冷静に考える機会を与えなければならず、調解を強要してはならない。必要があれば、裁判官は当事者に対し、裁判と調解のそれぞれの長所を説明し、当事者の参考に供するべきである。裁判と調解のどちらかを選択するかについて、最終の決定権を有するのは当事者である。
- 3. 「事実清楚・分清是非」(事実を明白にさせ、是非をはっきり区別する)を調解の基本原則にすることは、合理的といえない。事実を明白にさせるために、法院は事実調査をしなければならない。ただし、裁判官は中立的立場をとるべく、当事者間で実質的な不平等を生ずるような結果を導いてはならない。是非をはっきり区別するために、調解人が自主的な判断でなく、調解人の個人意思を当事者双方に押しつけると、圧迫型の調解結果となりかねない。事実を明白にせず、是非をはっきり区別していない場合にも、成立した合法的合意は当事者が自分の実体・訴訟権利を処分した結果であり、法院はそれを認めるべきである。したがって、今後の民事訴訟法改正においては、この原則を削除すべきだと考える。

非公開原則を導入して、法院調解制度の優位を十分に生かすべきである。

調解が裁判ともっとも相違するところは、調解が当事者の互譲により行われる点にある。当事者双方が自由に且つ安心して話し合いができるように、自由意思により成立した合意は公開しない扱いにしなければならない。

4. 法院調解の適用範囲・手続・方式などが、法律上明確にされる必要 がある。最高人民法院の司法解釈は、どの事件に調解前置を適用するか、 どの事件について当事者の決定により調解を行うか、調解を適用しない事 件は何か、などについて、明確に定めるべきであろう。日本民事調停法は、 「民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に申立をすること ができる。」と規定している(日本民事調停法第2条)。したがって 日本 では 民事に関する紛争であれば 民事調停を利用することができる。中 国では、法院調解の対象事件の範囲も非常に広範である。一般的な民商事 事件や身分関係紛争などの訴訟について 当事者の反対がなければ 調解 を行うことができる。離婚訴訟などにおいては、当事者の反対があっても、 裁判員は職権により調解を行わなければならない。刑事自訴事件について、 調解を行うこともできる。ただし、行政事件については、法院調解を行う ことはできない。中国民事訴訟法第155条の規定により、第二審人民法院は 上訴事件(日本の控訴事件に相当)の処理にあたって、調解を行うことが できる。中国では二審終審制が採用されており、人民法院は民事訴訟の各 段階で調解を行うことができるといえる。しかし、すべての民商事事件で 行われるわけでもなく、その適用範囲を明確にする必要がある。また、調 解手続 即ち調解の申立 回数 時期 及び調解が成立しない場合の手続 などについて、具体的な規定を設ける必要もある。

さらに調解前置を適用する対象事件及び対象外事件の範囲についても、明確にする必要がある。一部の少額事件訴訟、家事紛争、親族間の紛争、不動産隣接関係紛争、交通事故紛争、医療事故紛争、環境紛争などについては、まずは調解を行うのがよいであろう⁽¹³⁾。そして当事者の一方は調解の結果に不服があった場合には、人民法院に訴えを提起することができるとすべきである。ただし、公共利益や国家利益が問題になる、及び社会的

な影響が大きい民商事事件は、調解の対象外事件とすべきであろう⁽¹⁴⁾。

- 5. 専門の調解機関を設立する必要がある。調解の主体について、日本の調停委員会制度を参考にして、法院の内部組織として「調解廷」を設置し、選任調停員制度を設立することを推進すべきである。中国司法資源の状況を考えると、裁判官からその一部を分離して、調解法官とする。調解委員は人民調解員、弁護士、基層法院の人民陪審員などから選任する⁽¹⁵⁾。「調解廷」を組織する調解員は、事件ごとに調解人名簿(調解主任を含む)から当事者が選択するという制度が望ましい。
- 6. 調解を行う期間について、時的制限を定めるべきである。一つの事件について何度も繰り返して調解が行われ、いつまでも事件を終結することができない、または調解を利用し訴訟を引き伸ばす事態を阻止するために、調解の期間について法律上明確に定めなければならない。訴訟経済原則に基づき、人民法院の裁定についての上訴事件の審理期限(民事訴訟法第159条)を考えると、調解は当事者双方が(調解に)同意した日から30日以内に行われなければならないとすべきである。
- 7. 調解の成立・効力について、明文化すべきである。日本民事調停法を参考にして、調解の成立・効力について新たに規定を定めるべきである。したがって、調解において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調解が成立したものとし、その記載は確定判決と同一の効力を有する、また、調解書は合意が成立した数日以内に送達するという趣旨の法文となろう。これにより、調解が紛争解決手段として法律上も一般的に認知されることになろう。
- 8. 当事者が調解書について再審を申し立てる条件について、緩和すべきである。当事者は法的効力を生じた調解書に対して再審を申し立てようとする場合、二つの条件を満たさなければならない。一つは証拠を提出し、調解が自由意思の原則に反し、または調解による合意の内容が法に反することを証明することである。もう一つは人民法院の審査の結果が事実に一致することである。しかし、当事者はこのような高い証明要請に応ずるこ

修道法学 32巻 2号

とは非常に困難であり、再審の条件を緩和する必要があろう。

おわりに

法院調解は民事紛争が訴訟手続に入った後の処理方法であり、厳格な裁判手続と比べて、柔軟性がある。調解が成立すると、双方当事者の感情を害することなく、矛盾の解消にとって有益であり、社会を調和的に発展させることができる。法院調解は古い紛争解決方法及び実践経験の結晶として、その優れた点が長期間にわたって証明され、その生命力は尽きたことがない。今後、法院調解は司法実務でより広く利用されるべきであると同時に、立法機関は現行制度の問題点(弊害)を十分に認識したうえで、それらについて絶えず改革に努めるべきである。これにより、調解制度の公正・効率を向上させて、制度の効能を十分に生かすことが期待できる。本稿は、中国法院調解制度が抱えている問題点について、筆者(郭)自身の私見及びその改革案を指摘したものであるが、法院調解が特色のあるより優れた制度になることに少しでも役立つところがあれば望外の幸せである。

参考文献

- (1) 斎藤明美『現代中国民事訴訟法』晃洋書房1992年3月版52頁。
- (2) 郭美松「中国裁判外紛争解決制度の現状と課題」,「日本法学」70巻第4号 (2005) 211頁。
- (3) 李浩「民事裁判中の調審分離」「法学研究」1996年4期60頁。
- (4) 張艶斐・高翔「日本法院付調停制度と中国法院調解制度の比較研究」,「法制と 社会」2007年2期378頁。
- (5) 韓寧「中国における調停制度の新展開」,「法学新報」2007年第113巻第9・10 号130頁。
- (6) 徐国棟『民法基本原理解釈 成文法局限性之克服』法律出版社(1996年) 123頁。
- (7) 江偉『民事訴訟専論』,中国人民大学出版社2005年版296頁。
- (8) 肖揚「中国司法 挑戦と改革」「法制日報 | 2004年10月12日。
- (9) 江必新「調和社会の建設と司法政策の調整」、「人民論壇」2005年11期24頁。
- (10) 劉嵐「基層法院の裁判官はどのぐらいの心理圧力に耐えているのか」,「人民

561 (131) 104

法院報」2008年8月12日。

- (11) 斎藤明美『現代中国民事訴訟法』晃洋書房1992年3月版54頁。
- (12) 方建築「法院調解制度の存在する問題及びその整備の提案」,「福建法学」2002 年 4 期72頁。
- (13) 李文善・金権「中国法院付設 ADR について」、「法治論叢 | 2003年 4 期41頁。
- (14) 毛淑玲「法院調解と法院付設調停」、「法学雑誌」2008年4期53頁。
- (15) 毛淑玲「法院調解と法院付設調停」、「法学雑誌」2008年4期53頁。